

「化学装置材料部会」協賛および費用負担の発生しない共催を行う際の手続きに関する内規

(目的)

第1条 化学装置材料部会(以下、本部会)が他団体行事を協賛する場合、および他団体と共に本部会に費用負担の発生しない行事を共催する場合の手続きを定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、下記の場合に適用する。

- (1) 本部会が他団体行事を協賛する場合。
 - (2) 本部会が他団体と共に行事を共催する場合であって、かつ本部会の負担する費用および/または収益が発生しない行事の場合。
- 2 他団体には本部会以外の化学工学会内の他部会、その他の組織を含む。

第3条 費用負担および/または収益が本部会に発生する行事を共催する場合、本内規は適用しない。

(手続き方法)

第4条 第2条第1項に該当する協賛もしくは共催を行おうとする本部会会員(以下、申請者)は、以下の手続きにより部会長に申請を行い、可否の判断を得ること。

- (1) 速やかに部会長宛に電子メールにより協賛または共催の申請を行う(庶務幹事にも同時にCC送付する。)。その際、行事の目的・意義、内容を示す(これらが理解できる説明の記載および/または行事の会告案などの文書添付を行う。)
 - (2) 部会長は、行事の内容を検討し、可否を判断する。その際、部会役員やその他の部会員に意見を求めることができる。
 - (3) 部会長は協賛・共催の可否の判断結果を申請者に回答する。
- 2 部会長が協賛・共催を可とした場合にのみ、本部会は協賛・共催する。

(申請者の責務)

第5条 申請者は、他団体との協賛・共催に関する諸業務および行事主催共催等規程等の化学工学会関連規程に定められた諸業務を誠実に行う。

- 2 申請者は、開催内容が決まったら、庶務幹事に速やかに連絡する。

(部会の責務)

第6条 庶務幹事は、協賛・共催することになった行事について、メールマガジンなどの手段によって部会員に告知する。

- 2 庶務幹事は、協賛・主催の可否判断の確証として、必要な電子メールを適切な方法により保存する。
- 3 本部会ホームページ管理者は、本部会ホームページに協賛・共催することになった行事の会告を掲載する。
- 4 部会で協賛・共催した行事については、その年度の事業報告において報告する。

(その他)

第7条 分科会および/または部会員個人名で協賛・共催は行わない。

付則

化学工学会の諸規定の改訂により不整合が生じた場合、本内規の改廃を行う。

制定 2013年12月2日